

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成21年12月4日（金）

開 会 （午前10時30分）

○議案第79号 所沢市元町コミュニティ広場条例制定について

（補足説明） な し

（質 疑）

大石 委員

一般質問で広場に愛称を付けるべきと提案したところ、検討するという回答だったが、その後どうなっているか。また、広場の使用許可や相談等に行く場合、市役所のコミュニティ推進課ではなく出張所もしくは公民館窓口で一本化を図っていただきたいと思うが、検討はどうなっているか。

本田 コミュニ
ティ推進課長

1点目の広場の愛称についてですが、議場での部長答弁のとおり、今後地元の方のご要望を聞きながら検討してまいります。2点目の、地元の方の使用許可や相談等の窓口については、コミュニティ推進課の所管ではありますが、出張所の方で受付ができるようにということで準備を進めていきたいと考えております。

大石 委員

教育委員会の社会教育課で、中央公民館のホール運営協議会を設置していただいた。ここには地元の商店街なども参加している。公民館と広場は、それぞれ市民経済部コミュニティ推進課と教育委員会社会教育課が担当となるが、是非連携を図り、コミュニティ推進課も運営協議会に参加すべきだと提案しているが、検討の結果はどうなっているか。

本田 課長

運営協議会につきましては、現在主にホールについての協議をしていると聞いております。そこにコミュニティ推進課も話を伺いに行くというのは、決して否定的には考えておりません。また、ホールとの一体利用については、ホールでの事業開催時等に併せて、広場を活用していただければと思います。

高田 委員

広場のにぎわいというが、住宅棟を抱えている。地域では、ところざわまつりもうるさいと言われている。大きなイベントでもうるさいという意見がある中で、日頃うるさくした場合に、どのように規制しようと考えているのか。音は上へ広がっていくものなので、住宅棟でない人たちも不愉快に聞こえると思う。自動車の音さえもうるさいという社会に対して、このにぎわいという定義と、戸外をどんどん活用したいというバランスをどのように見ているのか、解決策を伺いたい。

本田 課長

広場の利用目的については、今後住宅に入居される方には十分に周知していく必要があると思っております。それにつきましては、広場の方にも分かりやすい表示を考えているということが1点です。それから、にぎわいの反面、住宅棟の方には騒音という面もあるかと思いますが、これにつきましては、第5条の使用の制限、第4条の使用の許可に基づき、利用者の方には使用について十分に使用上の注意事項の説明をしていきたいと考えておりますし、こちらの方でも十分に申請内容の確認が必要だと思っております。

高田 委員 住宅取得についての重要事項説明の中に、そうした内容を入れるということ
ことでよいか。

本田 課長 入居にあたっては、広場についても説明されるということにはなってお
ります。

高田 議員 説明ではなく、記載するという事になっている。不履行があったとき
には活字に残すということになっている。例えばダイオキシン騒動があっ
たときも、住宅物件を買う場合は、ダイオキシン騒動が現在起きておりま
すという記載を入れなくてはいけなかった。株式会社大京に対して、そう
いうことを説明して販売しているか。

本田 課長 住宅棟に入る方に関しては、広場について明示すると聞いております。

大石 委員 中心市街地のタワーマンションにおいては、最初の1棟目を除いて、と
ころざわまつり等、中心市街地の活性化のための催しや広場でにぎわいを
創出する催しに協力願いますという内容の文言があるらしい。不動産購入
の際にそうした説明がされると聞いたが、その点は確認しているか。

大館 市民経済 中心市街地整備課の担当を通じて、今の話を含めてURの方に、当然条
部長 例化も含めて作業を進めているということを申し入れはしてあります。そ
れが実際どうなっているかというところは確認しておりませんが、中心市
街地整備課からURの方には申し入れが入っております。

高田 委員 その会社から、マンションを買わないかという電話があった。そういう
ことを聞いたら、記載はないと言われた。今までのタワーマンションは広

場を抱えていないが、今回あれだけの広場を抱えるということは、いろいろなイベントをするときにこの問題が発生するだろうということを指している。今の部長の答弁だと、これからやりますということなのか。

大舘 部長

今からやるのではなく、既に中心市街地整備課を通じてそういう申し入れはしてあります。

城下 委員

第4条の「使用の許可等」で、第4号に「市長が特に必要と認める行為」とあるが、どのようなことを想定しているのか。

本田 課長

前3項については、お祭りや販売や営業目的の撮影等ですが、それ以外のものということで、例えば日本大学藝術学部の学生が学校関係の展示や美術展等で使いたい場合も認めていくということを想定しております。

城下 委員

市内の学校で、ここを使いたいといった場合も該当してくるということでしょうか。

本田 課長

そのとおりです。

脇 委員

第4条第1項の第1、第2、第3号で、市長の許可を受けてできることが3点書いてあるが、広場を使ってもらう場合は完全に無料なのか。例えばフェスティバルでも、フリーマーケットで1区画いくらという形でお金をとるが、そういう考え方ではなく、すべて無料で使ってもらうのか。また、利用者に対して苦情やトラブルが想定されるが、日々の管理の責任については、どういう想定がされていて誰が対応するのか。

本田 課長

料金を取るのかということについては、すべて無料です。申請窓口が出

出張ですので、日々の管理の責任や緊急時等の窓口については、出張所の隣に公民館もありますので、連携を図っていきたいということと、緊急時の連絡体制はしっかりと確立しておきたいと考えております。

脇 委員

まだはっきりはしていないということでしょうか。

本田 課長

連絡体制で対応するということです。

村田 委員

条例案を読むと非常に曖昧としている。ストリートミュージシャンや大道芸人はどうなるのか。今の話でも、リサイクルの物品販売をやる場合、許可されて使用料がただになるのだったら、業者が入ってこれはリサイクルですと言えば、ただで使え商売ができるという話になる。業者については許可を一切しませんと言ったら、100パーセントどうかといった場合、例えば子どもの学校のバザー等は、営業行為になるが業者の入るリサイクルとはまったく違う。その限りにおいては、ある程度細目的にもっておかないと、適用がそのたびに難しくなる。ストリートミュージシャンや大道芸人については、許可を取るというところまでいかないにしても、届出制にするとか、補完するものを考えなければならない。許可をする細目については、おおまかなものであっても、一つの目安としては基準を明確に明らかにされるような要綱なりをこれ以外にもっておく必要がある。その辺についての考え方は、必要だと思うのだがどうか。

本田 課長

使用許可については、今後、分かりやすい運用基準を設けていきたいと考えております。

大石 委員 ホール運営委員会というのがある。そこに地元の商店街や芸術団体なども入っている。この広場の運営も、地元の人たちに、商業の活性化や文化の発信を含めてご意見を聞いて、その中で規約を決めていくことが重要だと思うが、そうする考えはあるか。

本田 課長 この広場は、条例第1条にもありますように、広く地域の方々にご利用いただくということも目的となっておりますので、ご利用いただく中で地元の意見も伺いながら、運用基準を整えていきたいと考えております。

城下 委員 先程から委員からホール運営委員会という話が出ているが、これはどういう運営協議会なのか、メンバーの構成等を伺いたい。

堀内 コミュニ
ティ推進課主幹 ホール運営委員会は、教育委員会の社会教育課が所管ということで、中央公民館にできるホールをどのように運営していくか、どのような事業を行っていくかを検討する委員会と聞いております。団体につきましては、構成メンバー等正確には説明できませんが、日大芸術学部や県立芸術総合高校、ミュージズの関係者、地元の方々等と聞いております。

村田 委員 所管が違うということで、即答できないと思う。こういう質問が出たということを教育委員会に申し出て、そのように進めていただくということをお伝えすることはできるか。

本田 課長 委員会が出たご意見については、社会教育課に申し伝えます。

村田 委員 自由討議をお願いしたい。

矢作 委員長 自由討議を行うことでよいか。（委員了承）

(自由討議)

大石 委員

他の構成メンバーを知っている範囲で説明すると、商工会議所、商店街連合会、銀座商店街、金山町商栄会、プロペとファルマン通りを代表して日栄会、文化団体連合会からの代表で音楽、合唱、演劇関係者がいる。公民館連絡協議会の代表の方々もメンバーに入っている。

城下 委員

ホールに関してのみ決定するところなのか。

大石 委員

今のところホールのみである。

村田 委員

教育委員会はホールの運営ということになると、それが広場のことに関わるとおかしくなる。あくまでも教育委員会と話をした上で、地元を代表する人たちだという前提に立てば、そのメンバーに参考意見を聞く場を作るということを持てば、おかしくない。

現在構成されているホール運営委員会とこれとは別個に考えなければいけない。したがって、地元の意見を聞ける組織を作って地元の意向を十分反映して広場の運営にあたるということで、確認できるかどうかである。

(自由討議終了)

(質疑再開)

脇 委員

自由討議の中で出ていたような課題については、規則の中で作っていくという考えがあるのか。

本田 課長

ご意見にあったようなことを踏まえて、規則や運用基準を規定していきたいと思います。

高田 委員

条例に伴ってこの広場を設置するという一番初めの課題は何だったのか。どういう目的があつて広場を購入するに至ったのか、他に意図があつて購入して条例は後付けなのか。後付けのように見えるのだが、本来この広場は都市開発線上にはほぼなかった。それが急にこの広場を設けて、コミュニティ広場として使うという。これを申し出たときに当然条例が一緒に出てきてもおかしくなかったと思うが、もともとどういう考えでURから購入したのか。

本田 課長

当初はコミュニティ広場とは言わなかったかもしれませんが、広場につきましては、今の元町北地区の計画が開始されてから、ワークショップ等、地元の方々のいろいろな意見を聞く中で、憩いの場、にぎわいの場を是非用意してほしいというご意見があつたと聞いております。その上で整備された施設です。

高田 委員

元町では、地元の意見だということで、他にもこの地区にお祭り広場を造っているが、こうした公園を2つ、3つも造っていくというのがこれからのコミュニティの感覚なのか。今回のコミュニティ広場から駅に向かった方には、既に広場があるわけで、それも地元の人のご意見があつたと言う。常に目的がなく、騒げば購入するという体質なのか。

本田 課長

新しい開発があつた場合には、地域住民の方々のご要望を聞きながら進めるのが市の姿勢ですので、この開発につきましては地元の意見を十分に尊重し、市でも必要だと判断し設置したものです。

高田 委員

今回の広場というのではなく、実際既に1件あるわけで、それを踏まえて話してほしい。

大舘 部長

体質の話とのことですが、地元の必要性、市の必要性、財政等を考えた上で判断されたということです。もう1つある広場については所管が違うということで、その必要性についてはここでの明言はなかなか難しいということでご理解いただければと思います。

石本 委員

所沢市の場合、上に住宅棟のある広場など、近隣住宅に影響のありそうな施設に関する条例はどのようなものがあったのか伺いたい。

本田 課長

他にはこういった例はなかったと認識しております。

石本 委員

先程から曖昧だという話があるが、私も同じように感じているのは、第4条で物品の販売その他これに類する行為というのは、市長の許可を受けなければならないとなっていて、第5条第1項第3号には専ら営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為であると認められるとき、これは許可しないとなっている。物品販売の方は当然音を出す可能性があるもので、市長が許可したのもうるさいと上の住民が言ったときに、条文で言えば前条優先だから第4条が優先されるのかもしれないが、こういう作りで大丈夫なのか。

大舘 部長

これについては、使用の制限の第5条第1項第4号や、許可をするときに条件を付ける第4条第1項第2号があります。許可をする場合に心配があるようなとき、ある程度制限をつけることができるというものです。ま

た、物品の販売については、無料で、地域の人たちがこの場所を使って交流をしてください、ということで、先程お話がありましたバザーや地域活動の中での物品販売は許可できるが、もっぱら営利を目的とした商売目的の使用については許可できないということです。条例の主旨としては、商店街等地元の関係している、いろいろな団体等が活動していく中で、広場を活用していただければということです。

西沢 委員

第1条ににぎわいを創出するためにとあり、おそらくこの広場の活用については、多くの方がご活用いただいて、この中心市街地の活性化につながるように、この広場を使いたいという目的があると思う。その上で、今後のスケジュールについて、附則の施行期日に4月1日から施行になるのだが、使用の許可に係る事前の手続きは、その前からできると書いてある。今議会でこれが議決されて、広報等でもこの中央公民館や広場の使用開始時期が出されると思うが、具体的な使用方法や手続きに関することについて、事前に手続きできるということは、その段階で規則も作っておかなければならないということである。その辺のスケジュール的なことは決まっているのか。

本田 課長

今後事前の申し込み等については、猶予を持った期間で規則を考えていくようだと考えていますが、この条例がこの議会で認められた場合は、早急に準備していきたいと思います。

西沢 委員

いつぐらいから事前の手続きが開始される予定か。

本田 課長

1月早々には何らかの形で申し込みができるような準備を進めてまいりたいと思います。

大石 委員

先程第5条第1項第3号について話が出たが、地元の公民館利用者の方に聞くと、近くにコーヒーを飲めるところもあまりないし、今回の元町北地区再開発事業の中には、飲食関係がなかなかできない、場所がないという。是非ともそういった地元の人たちの意見も聞いて、多少なりともできるというような形も、利用者の面やにぎわいの創出の面からよろしいかと思うがどのように考えるか。

本田 課長

第1条の交流やにぎわいを創出するため、地元の方々のそういったご意見があれば、今後規程の範囲の中で検討したいと考えております。

脇 委員

第5条第1項第3号は、第1条の設置目的から考えると、市民にとっても非常に楽しい、年1回の催し等があつて、そのことによって周りも賑わうような企画もあり得ると思うので、それは運用の中で、ある程度第1条関連でゆるやかに考えることも可能なのか。

大館 部長

今、各委員よりいただいた内容は、運用ということになるかと思いますが、個人や一企業の使用についてどうこうということではなくて、地域との連携の中で、広場をどう使っていくかという活用法が生まれてくる話だと思います。そうした後援、共催等、地域が関わる催しの中で、ご意見をいただいたようないろいろなことができるのが好ましいと思っています。飲食についても、広場そのものには、常設的なものは考えてはおりま

せんが、人がたくさん集まる催事の際には、地域の商店街の方で受け皿として飲食等についても考えていただきたいということで、施設の中でそれを充足するという事は考えておりません。

(質疑終結)

(意見)

大石 委員

賛成する。大変待ちに待った広場の完成で、多くの人が集い、にぎわう広場にしていきたいと思うので、是非とも運営については、地元の方々にご意見を聞きながら、使いやすい規則・ルール作りをしていただきたいということを申し添えます。

(意見終結)

(採決)

議案第79号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第80号 所沢市元町地下駐車場条例制定について

(補足説明)

大舘 部長

昨日、議案質疑で小林議員から駐車場に関する質問の中で、ゲートの機械の設置費用についてお尋ねがありまして、委員会でお答えすると答弁したかと思えます。駐車場の機械や管制、設置工事、すべて含めて約4,000万円です。中身ですが、機器類と一緒に、満車・空車のサインや、場内警報のサイン表示で管制システムというのがあります。あと、発券システムや精算に関わる料金のシステム、台数データなどのデータ管理システムなどすべて込みで4,000万円ということです。

(説明終了)

(質 疑)

脇 委員

第1条に、商工業の振興に資するためということがはっきりと書いてある。最近の商店街等の駐車場は、1時間無料、買ったら券を出すとまた無料など、そういうシステムなので、この料金設定だと、急いで帰ってしまうのではないか。この料金設定だと厳しいかと思い、自由討議で各委員の意見を聞きたいと思った。もう一つの理由は、駐車場は地下3階まであり、駐車場に入ったときから時間は計られる。そう考えると、この30分はシビアである。手数料等は決まったら請願も出せない。決める前に可能であれば自由討議をしてほしい。

城下 委員

設置費用が4,000万円ということだが、市の他の駐車場の中に指定管

理をしているところがあると思う。そこは業者のほうで設置して管理していくということだったが、整合性についてはどのような議論があったか。

村松 商工労政
課長

指定管理に管理を行わせるには2つの方法があります。狭山湖駐車場のように、指定管理者が機械式ゲート等を設ける場合と、あらかじめ設置してある施設の管理を任せる場合です。狭山湖駐車場の場合は、もともと何もなく更地でした。市としては有人の管理をしていただいても、機械式の管理をしていただいても結構でした。管理の方法については特に「これでやってください」というのは申し上げていません。それに対して、機械式の提案が採用されたという経緯があります。また、御幸町や寿町については、商店街連合会に指定管理をしていますが、例えば、ところざわまつり場合は本部として使うという場合があります。機械を付けてしまうと使い勝手が悪くなってしまいますので、ここは有人の管理をしています。ただ、今回の地下駐車場は、建築物の一部であり、3階構造になっておりますので管制システムとも連動しており、後から機械を設置するというのは構造的にも非常に難しいというのがあります。ですから、まずこれを設置した上で管理をお願いすることを考えています。

城下 委員

有料だということで、管理費が3,000万円、収入が3,000万円を見込んでいるということであるが、機械の設置費用については、条例第3条にあるように、指定管理者で業務を行うものとするとなっているので、この4,000万円というのは指定管理の方で収益を上げるような考えが

あるのか。

村松 課長

機械の設置費用の4,000万円については、建物と一緒に市で作っております。指定管理者選定委員会での審議結果にもよりますが、当面利用料金制という形ではなく、委託の方式を考えておりますので、機械の設置費用を利用料金の中から指定管理者が捻出するというわけではありません。

石本 委員

4,000万円で設置する機械は、市の施設という認識でよいか。

村松 課長

そのとおりです。

石本 委員

壊れた場合の修繕も市費なのか。

村松 課長

そうです。

村田 委員

4,000万円かけてそれを駐車料金に転嫁したら高くなるのでそれはしない、市が全部設置して、日常の管理の費用については駐車料金で賄うためにこういう設定にしたということによいか。

村松 課長

そのとおりです。

高田 委員

市役所西側駐車場のゲートも委託管理であり、人を使って23時30分までやっている。今回も機械を使わずに人でやったらよいのではないか。そうすれば、障害のある方、市役所来庁者等を区別できる。機械でやると一律だから問題が出るのではないか。また、働くところのない人もいるので、こういったところに人を使えばよいのではないか。

村松 課長

地下3階の構造ですので、空車かどうかをセンサーで表さなければなりません。また、2箇所出入り口がありますので、2箇所に必ず人員を配置

しなければならぬということが発生しますので、機械式にして、安全性の面から人も置くことを考えています。

高田 委員

地下3階建てでも2階建てでも最終的には人を置いているということである。それなら機械を入れなくて初めから人で管理するのがよい。まして商工労政課で雇用対策と言っているならば、そういう政策も市として持つて良いのではないかということである。機械を入れずに人で管理するという検討はしたのか。

村松 課長

検討した結果、機械と人の併用方式を採用しました。

高田 委員

人を使ったときの経費と機械を使ったときの経費を示してほしい。

村松 課長

現在手元に資料がございません。

大舘 部長

今の駐車場は、重層構造であればたいへん平置きでやっています。その中でどれだけ経費をかけないかということで、機械を重視したことは理由として1つあります。しかし、安全性やトラブルに対する処理を考えると、機械ではできないので、最低限必要な人員は確保していきたいということです。

脇 委員

議案質疑の中で、第2条の「指定管理者にこれを行わせる」という文言について、「行わせるものとする」等に速やかに直したいという話があったが、その辺はどうなったのか。

村松 課長

すべての条例に関係してくるものになるかと思っておりますので、総合政策部長の議案質疑の答弁の主旨が分かるように伝えるよう、総合政策部から承

りました。それによると、条例の中ではこれを行わせると表現してありますが、もともと公の施設なので、地方公共団体が直営で管理するのが基本の部分であって、それに地方自治法で公の施設の管理の権限をゆだねることができるとなったということなので、こういう表現であってもゆだねることができなくなった場合は、大原則である市の直営に戻るということをございました。しかしながら、ご指摘がございましたので、いざというときの管理の方法は分かりやすく書くべきだろうということで、今後検討しながら全体的に直していきたいということでした。

村田 委員

今直すといっても、いったん出した議案を、戻すというのは不可能である。委員会で修正することはできるが、提案者が修正を途中でやるというのは不可能である。また、議案質疑を聞いて、ほかにも条例があるので、それらと併せて検討して、いずれは近い将来全部の条例が修正で出てくだろうと理解した。こういった理解でよいか。

大舘 部長

そのとおりです。

城下 委員

減免については制度を設けないということであったが、なぜその辺を意識して協議しなかったのか。もともとの計画の段階から商店街の振興だけが前面に出てきたわけではないと理解している。議案質疑の答弁では商工業の振興を図るためだけに、有料化したり減免制度を設けたりしないという印象を持った。どの程度議論したのか伺いたい。

村松 課長

設置の趣旨が商工業の振興ということで、また他市の条例等も調べたと

ころ、中心市街地や駅前に設置されている商業振興、交通対策といった、一般の方が利用する駐車場には減免の規定が付けられていないということがあります。身体障害者のためのスペース等につきましては、障害者の皆様の意見を取り入れながら使いやすい位置に設置しましたが、減免については今回設けておりません。

城下 委員

当初から減免についてはまったく考えていなかったということか。

村松 課長

考えてはいましたが、趣旨から見て採用しなかったということです。

石本 委員

指定管理者を選定するときに、障害者に考慮するというような項目を重視するというのが全般の意見である。配慮するという点数や項目はどうなるのか。

大舘 部長

採点の段階の障害者へ配慮については、雇用の関係が主になります。

高田 委員

今回費用対効果も考えて、各階に人員は何人置くと考えているのか。

村松 課長

機械式との併用ですので、常に1人いる体制を考えています。

西沢 委員

入出場が午前7時から午後11時までで、人員配置はこの時間帯で行われるということでしょうか。

村松 課長

そのとおりです。

西沢 委員

それ以降から午前7時までは誰もいない状態になるかと思う。その時間帯の管理の責任は、指定管理者に帰するのか、市に帰するのか。

村松 課長

最終的には市に帰します。

大舘 部長

午前7時から午後11時までは自由に出入りができ、その中で機械と人

的なもので管理します。夜間は出入りをまったく閉ざしてしまうため、駐車場内の車の移動はできませんので、その間は、地震等は別ですが、通常トラブルは発生しないと考えております。

西沢 委員 放火とかいろいろな事故が想定されると思う。どういう形で通報されるのか。指定管理者が通報するのか、市に連絡が来るのか。

村松 課長 火が出た場合につきましては、中央公民館で管理している建物全体の設備の中に消火設備なども入っておりますので、そちらの集中管理室から消防に通報が行きます。

石本 委員 第9条第1項第2号の関連で、国家公務員の方が24時間堂々と国の施設に停めているという話をよく聞くが、今回入口が機械なので無料証のようなものを出すのか。管理の仕方を教えてほしい。

村松 課長 免除規定の適用につきましては、基本的には連絡を受けて、管理人にその旨を伝えて割引券のようなものを発行するという形です。

脇 委員 条例の施行に関して、必要な事項は市長が別に定めるという文言の意味を確認したい。その都度要綱のようなものができるということでよいか。

粕谷 市民経済部次長 条例の作成手法になりますが、特に規則等で定めていないものについては市長が定めるということです。

城下 委員 第9条の駐車料金の免除で、市長の承認を得たものとはどういう場合か。

村松 課長 通常はありませんが、周辺で災害が起きたときの防災上の利用等が想定されると思います。

城下 委員 想定しているのは災害時だけか。

村松 課長 それ以外でも必要があると認めた場合は、状況に応じて免除します。

城下 委員 こういった条文を作る場合は、それなりの想定があつて作ると思うのだが、例えばというところ一つか。

村松 課長 想定 of 具体例として、防災利用を挙げました。

村田 委員 自由討議をお願いしたい。

矢作 委員長 自由討議を行うことでよいか。(委員了承)

(自由討議)

村田 委員 これは、市内各地にある駐車場から発想して、それに合わせているのでこういう条例になった。実際は今の駐車場にも管理人はいるが、必ずしも管理人1人では勤まっていない。機械管理にするのであれば、人を何人置くかは市が指定することではなく、請けた指定管理者がどうやれば最も完全な管理ができるかを定めるべきである。人数は問題ではなく、いくらで指定管理者に請け負わせるだけの話である。また、障害者の減免措置はいろいろな考え方があると思うが、確かに弱者に対する対策は必要で、車を購入する際にも優遇を与えられている。しかし車を買って乗る際の駐車場まで減免する必要があるかは議論の余地がある。すべてにおいて特権を与えられるべきではないと思う。

西沢 委員 配慮するのであれば、車を停めるスペースを入口に近いところにするとか、地下3階にはしないという配慮は必要であるが、減免措置云々という

ものだけが障害者に配慮することにはならない。

脇 委員

車以外の利用を促進したいということなどを加味して、すべての人の料金設定がこれでよいのかを各委員に聞いたかった。

城下 委員

商業の活性化というなら、商店街で買い物をしたら無料になるのか。

村田 委員

そういったものはない。

大石 委員

指定管理者と商店街とが話し合いをできるように、市が取り持てるかどうかである。

高田 委員

維持管理費はいくらかかるのか。

城下 委員

3,000万円で、歳入が3,000万円という答弁が議案質疑であった。

高田 委員

管理費だけか、それとも積立金を含めてか。

村松 課長

積立金は入っておりません。

村田 委員

ヒアリングで、駐車場の利用が、公民館と図書館が主体となるという話が出た。その中で、本来公民館には近くの人が来るから自転車で来る場合が多い。問題は図書館分館で、その地域の人に限らない。どうしても駐車場が引かかるのであれば、車なら本館まで行くことになる。そういう点でいくと、商店街に行く人が主体となるだろう。

脇 委員

もう少し料金を安くすれば、もっと人が来るのではないか。

村田 委員

来るとしたら、無料の時間で入る人ではないか。

大石 委員

安くすると民業圧迫もある。

脇 委員

みんなが同じ条件にしたら、障害のある方は乗り降りや車椅子をたたむ

のが大変なので、減免があってもよいかと思う。

村田 委員

スペースを広くするとか、駐車場所をエレベータのそばにするとか、そういう配慮はすべきだと思う。

(自由討議終了)

休 憩 (午後12時2分)

再 開 (午後1時2分)

(質疑再開)

高田 委員

維持管理にかかる3,000万円以外に、どのような費用がかかるのか。

村松 課長

建物そのものの維持管理費用として、住宅棟、公益棟の管理費を合計しまして年間1,250万円ほどかかります。建物の購入代金までとなりますと、25年割賦で平均しますと年間4,660万円ほどかかっています。

高田 委員

年間合計約9,000万円、市民の税金がかかっているわけで、一部の駐車場利用者を優遇するのは公平性の観点ではどうなのか。

大館 部長

これまでにある市内御幸町や寿町の駐車場の料金を参考にしており、すべて駐車場料金で維持管理費全部を賄う考えは持っておりません。

脇 委員

第1条に関連して、この建物の公民館や図書館の利用者の比率をどれくらいと見込んでいるのか。

村松 課長

そうした算定はしておりません。

脇 委員

一年間の図書館分館の利用者等、チェックしていないのか。

大館 部長

公民館、図書館の将来の利用者数の見通しは、所管が違い把握しており

ませんが、既存の中心市街地にある駐車場等から利用率を考えますと、回転率が大体3回転ぐらいで、稼働率が約40パーセントを見込んでいます。

大石 委員 建物全体を集中管理すると思うが、どここの部署が行うのか。

村松 課長 公益棟については中央公民館が中心になり、住宅棟については住宅棟の管理組合が管理していきます。

大石 委員 駐車場の部分でも、共益費は住宅棟の管理組合に払うのか。

村松 課長 そのとおりです。住宅棟の管理組合に管理費用として707万円、修繕の積立金として160万円を支払います。

大石 委員 来年度予算について、各部署で出してくるという理解でよいか。

村松 課長 そのとおりです。

(質疑終結)

(意見)

城下 委員 議案第80号に意見を申し上げる。今回の条例制定は、市民が利用する公民館や図書館・出張所の駐車場は無料だったにもかかわらず、中心市街地の商工業の振興を図るためとして、これを有料にするとしている。しかも、障害者等に対する減免制度も設けられていない。また、駐車場の管理を指定管理者で行うとしながらも、駐車料金の機器等の設置は市で行うとしており、他の指定管理をしている駐車場との整合性も曖昧である。この条例制定は、これまでの所沢市の公民館のあり方を大きく変える内容であり、以上の理由から反対する。

脇 委員

条例案の第1条に関して、公共施設を使う人たちについては、付随する利用として想定しているという答弁があったが、利用実態から言うと、中心市街地における商工業の振興に資することとともに、やはり公的な施設を利用する人たちのものとして、設置する駐車場というのが実態に合っていると思う。関連して、この条例は最初から減免の規定が入っていないことが分かり、公的な施設を利用する人にとっても、商店街を利用する人にとっても、何らかの減免を行える可能性を条例の中に記載しておくべきだと思い、この議案については反対する。

大石 委員

市民クラブを代表して、賛成の立場から意見を申し上げる。金額等は、民業を圧迫しない程度で、近隣の駐車場等と比較して妥当な線だと思う。今後は地元の商店街の振興のためにも、市の商業発展のためにも、決められた指定管理者と地元の商店街で利用しやすいように、取り組んでいただきたいと思う。

(意見終結)

(採 決)

議案第80号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第82号 所沢市役所出張所設置条例の一部を改正する条例制定に
ついて

(補足説明) な し

(質 疑)

大石 委員 所沢出張所と中央公民館の壁を外したというが、人員配置は何人を予定しているのか。また、壁を外すことで「新たなる地域コミュニティの構築」に向けた基本方針に基づく、新まちづくりセンターを目指したのか。

本田 課長 出張所の配置人数は従来と変わりなく考えています。壁を外したことについては、将来的に仮称まちづくりセンターの設置を想定しています。

大石 委員 今回どの部署の提案で壁を外すことになったのか。

粕谷 次長 間仕切りについては、市民経済部として、教育委員会と中心市街地整備担当部署と協議をしまして撤去しました。

大石 委員 個人情報の安全管理については、どのように配慮していくのか。

本田 課長 日常的には公民館と出張所が一つの部屋になりますので、双方で連携をとって個人情報の保護について対処していくことになります。夜間については機械警備になり、その中で対処していきます。

大石 委員 4月1日の開館という理解でよいか。また、新たな新所沢公民館も、同様のまちづくりセンターの方針で考えているのか。

本田 課長 4月1日で進めています。新所沢公民館の事務室についても同様です。

(質疑終結)

(意見)

大石 委員

今回公民館の事務所と出張所の壁が取り払われたということで、新たなコミュニティの構築に向けた第一歩と考えている。是非人員の配置の交流を図って、人員を削減できるように、是非新年度から検討していただきたい旨を申し添えて賛成する。

脇 委員

新たなコミュニティの構築ということと、公民館と出張所が一つの組織になることは、微妙に違う部分があると思うので、この構想自体がうまく機能するように、関連する部署と十分な協議していただきたいという意見を添えて賛成する。

(意見終結)

(採決)

議案第82号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第90号 所沢市文化会館設置及び管理条例を廃止する条例制定に
ついて

(補足説明) な し

(質 疑)

大石 委員

今後の跡地利用のスケジュールを分かっている範囲で伺いたい。

大舘 部長

具体的に、何年にどうするという事は決まっておられません。

城下 委員

文化会館を廃止することで、部屋はいくつなくなるのか。

本田 課長

現在11の部屋があり、これがなくなることになります。

城下 委員

何らかの代替施設は検討されたのか。

本田 課長

現在の利用者の中には、元町の旧中央公民館が使えないということで移動してきた方もおりますので、新しい中央公民館や新所沢公民館ができることで、そちらに移行されることになります。

城下 委員

新所沢公民館の設置まではまだ時間がかかると思う。その間、文化会館を利用していた市民は利用できなくなる。その間の代替施設の検討はされなかったのか。

本田 課長

文化会館の場合、耐震や老朽化等、施設そのものの問題と捉えていましたので、代替施設は検討しておりません。

城下 委員

廃止後の管理は機械警備をするということだが、どれぐらいの費用を試算しているのか。

本田 課長

機械警備の経費は、年間50万円程度を想定しています。

村田 委員

文化会館は、市全体の建物として建てたのではないのか。

大舘 部長

文化会館は設立当初、市全体の文化振興の意味合いで造ったもので、対象範囲は所沢全域になるわけですが、利用者への場の提供と考えた場合、新たに文化会館と同様のものは造りません。場の提供と考えたときには、そういった場として、新たにできる中央公民館や新所沢公民館に移行できるのではないかとということです。

村田 委員

跡地利用に、旧庁舎と併せた一体的な再開発という考え方はあるのか。

大舘 部長

文化会館の敷地そのものを考えますと、かなり狭いということが言えます。旧庁舎はかなり面積があり、建物を今すぐにどうこうするというのではありませんが、先々には耐用年数もあって変えていかなければならないということもあります。考え方として、小さく考えるのか、大きく考えるのか、その辺については市有地等取得利用検討委員会の中で、各所管がどういう施設を希望するかによって、開発の規模が異なりますが、まだその辺は決まっておりません。

村田 委員

正式な場では、まだ議論されていないという理解でよいか。

大舘 部長

検討委員会で、文化会館廃止後は使わないという結論は出ましたが、その後の利用についてはまだ俎上には乗っておりません。

石本 委員

廃止にあたっては、地域住民への説明や意見を聴くことはしたのか。

本田 課長

今年6月に施設の利用者への説明会を開催しております。その場では、特に廃止についてのご意見はありませんでした。

石本 委員 今後この廃止についての説明会を行うつもりはないのか。

本田 課長 全市的な周知は必要だと思っております。

石本 委員 検討委員会には公募の委員は何人入っているのか。

本田 課長 委員は市職員だけです。

城下 委員 廃止されたら困るという声は寄せられていないのか。

本田 課長 説明会の時だけでなく、その後もご意見を受け付けていますが、今のところ利用者から廃止について困るといった意見はいただいておりません。

高田 委員 造ったときの建設費はいくらだったのか。

本田 課長 工事費は2億3,200万円で、その他に設計費や附帯工事費がかかって約2億5,000万円になります。

高田 委員 今、当時造られたものを古いから壊すということで進んでいくが、今これから造っていく公共施設は、何年ぐらいの耐用年数を想定して建築されているのか。

本田 課長 今造っている施設については、現在の建築基準法の基準の中で造っている施設であり、今後長期間使えると考えております。文化会館につきましては、特に、阪神・淡路大震災等の耐震基準以前の時代の建物ですので、その後の耐震基準に適応しなくなったということです。

高田 委員 今、所沢市は昭和30年代、40年代に建てた建物をどんどん壊している。当時建てた建物を阪神・淡路大震災があったから壊すんだ、ということは、それ以上大きいものがあつたら、これから建てる建物についても壊

大舘 部長

すんだということになるのか。

昭和45年に造った当時は、建築基準法等によって当分の間使える見込みは当然持っていたと思いますが、阪神・淡路以降、耐震の問題はかなり大きな問題となりました。特に文化会館については南面がガラス張りであり、東西方向についてはあまり問題ないのですが、南北方向の数字が地下1階から地上4階までの一番低い所で、I S値が0.26ポイントになっています。この0.3ポイント以下の数字については、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いとなり、3段階で見て0.6ポイント以上については危険性が低い、0.3から0.6ポイントについては危険性がある、0.3ポイント以下については危険性が高いという診断が出ています。その0.3ポイント以下の診断が、5箇所中3つの箇所が出ています。そうすると半分以上が危険だと階層で診断されてしまっているという点の一つあります。それから老朽した建物について、建て替えまでいなくても改修して使うべきという話もあるかと思います。その点について平成8年に改修費用を見積もったところ、耐震だけでなく空調等附属機器も含めまして、3億6,500万円かかるという結果が出ております。そうしますとそれから10年以上経った段階ですので、耐震の診断についてもその後の地震もあってもう少し下がっているかもしれませんし、それ以上に改修ということになりますと、何年先を見て改修すればいいのかということもあり、ちょうど新しい公民館ができるのを機に、利用者の安全を

考えることが大事なのではないかという判断でお願いしているわけです。

西沢 委員

跡地利用が見えてから建物を取り壊したいということだったが、I S値が0.3を下回っている建物について、周囲の状況を考えると、地域によっては倒壊の危険性のあるものをそのままにしておくことが危ないのではないかと思う。文化会館がある所は密集地帯でもあり、お金をかけて跡地利用が決まるまで管理しているよりは、早い段階での取り壊しを考えていったほうが良いのではないかと思うのだが、しばらく取り壊さないで取っておく決定をした理由は何か。

大舘 部長

一つは解体費用の問題があるかと思います。もう一つは解体する際に、北側の部分と段差があり、解体した後そこを平場にするには、逆に擁壁が必要になるということで、解体費用プラス擁壁の費用を見込まなければならぬといったことがあります。ですから現状のまま、できれば次に新たな跡地利用が見えた段階で壊して造ったほうが、費用的には効率的だという判断があったということです。

西沢 委員

建設と取り壊しは同時期に行ったほうが、コストは安いということか。

大舘 部長

一体に行ったほうが、全体の費用は割安になると思います。

村田 委員

現在までの維持管理には1箇月どれくらいの経費がかかっていたのか。

本田 課長

指定管理者の委託料として、年間3,850万円かかっています。

大石 委員

廃止すると管財課の所管となるという理解でよいか。

大舘 部長

行政財産から普通財産に戻り、管財課の所管に変わります。

脇 委員

次にどこの所管になるかについては、すべて市有地等取得利用検討委員会で決めて振り分けられるという理解でよいか。

大館 部長

振り分けられるというのではなく、どういう施設ができるかによって所管が変わってくるということです。

(質疑終結)

(意 見)

大石 委員

賛成する。今回文化会館が廃止されるということだが、所沢地区町内会連合会から請願が上がっており、「所沢地区体育館を建設していただききたき件」が、議会でも全会一致で採択されている。そういった件も踏まえて、歩道も旧庁舎の方に広がっており、文化会館だけ歩道が整備されていない状況がしばらく続いてしまうと思うので、早めに市有地等取得利用検討委員会にかけていただき、跡地利用について検討していただきたいと思うとともに、先ほど公民館の方が十分ではないかという発言があったが、おそらく利用率は大変高いので、そういった面も含めて検討していただきたい。

城下 委員

議案第90号に意見を申し上げる。今回条例廃止の提案理由として、老朽化と耐震強度の問題が出されている。所沢市文化会館は、会議室、ホール等、市民の生涯学習やコミュニティの拠点でもあり、廃止によりこうした施設が利用できなくなることは、市民サービスの低下につながるものである。審議の中で明らかになったことは、廃止後の跡地利用や解体時期等については未定であり、跡地の管理も機械警備で対応するということであ

る。当市は、市民が利用できる集会所等の施設が少ないため、多くの市民からも施設の充実を求める声が上がっている。市民の貴重な財産である所沢市文化会館を跡地利用が決まるまでの期間、必要な補強をして利用するか、あるいはその代替施設の確保で、市民サービスの低下を招かないような検討を早急に行うべきである。以上の理由でこの条例廃止に反対する。

村田 委員

原案に賛成の立場から意見を申し上げる。反対意見の中に、市民の利便性から継続して使えるようにという話があったが、今までかかってきた年間の維持管理費その他を含めて3,850万円ということで、維持管理のために3,850万円をかけて、今後いつ再開発あるいは建て直されるかわからないまでも、使うということについては非常に問題が残ると思う。それだけの費用をかける必要があるのかどうなのか、このことの議論が一つあると思う。それから、安全性の問題からして、やはり事が起きてからどうするのではなく、起きる前にちゃんと安全な道は探っておくという観点からも、現在の条例を廃止することについては必要な時期に来ていると思う。

(意見終結)

(採 決)

議案第90号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第77号 平成21年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)

(補足説明) な し

(質 疑)

脇 委員

一般被保険者療養費についてだが、柔道整復師の業務内容を伺いたい。

高杉 国保年金

捻挫、打撲、骨折、脱臼といった範囲になります。マッサージについて

課長

は別になります。

村田 委員

それは医師の許可が必要なのか。

高杉 課長

柔道整復師の場合、医師の同意書は要りません。はり、灸、あん摩マッサージについては医師の同意書が必要になります。

高田 委員

低周波の機器の使用はどちらに入るのか。

高杉 課長

例えば整形外科等の医療機関においては、医師の許可、すなわち同意書なく、医療行為となり保険適用ということになります。はり、灸、あん摩マッサージの治療院で行う場合には、医師の同意書がなければ保険適用にはならないということになります。

城下 委員

国民健康保険保険給付費支払基金積立について、ここで10億円を基金に積んで、残りの5億円について3月まで様子を見るということだが、その5億円の数字の根拠は何か。

高杉 課長

本委員会で、請願について3度審議がありました。平成20年度の前年度繰越金が17億7,062万8,315円ありました。そして、当初予算

の繰越金ということで、785万9,000円を計上しました。その後9月補正で、185万7,000円を歳出にかかる財源ということで使わせていただいております。今回の12月補正において、10億円の基金と歳出にかかる財源ということで1億8,528万7,000円を使わせていただいております。その差し引きの残額が、5億1,262万5,315円になります。ご質問の5億円は、こちらの5億円を指すことになります。

粕谷 次長

今回10億円という形で積み立てさせていただいた残りの5億円については、国民健康保険運営協議会の中で、委員から基金に積むのが良いのか、一般会計に戻すのか、その他ご意見をいただきまして、一部基金に積み立て、一部一般会計に戻すのが良いという意見をいただきました。その中で特に基金につきましても、例えば繰越金の50パーセント以上が良いのではないかと、積み立てにウエイトを置いたほうが良いのではないかとということで、こちらで判断をいたしまして17億円のうちの10億円を積み立てたということです。結果として5億円が今、残としてあるということです。

城下 委員

単純に基金に積んで、余った5億円をインフルエンザ等での医療費給付もあるから様子を見て取っておいて、3月補正でこれから出していく考えという理解でよいか。

高杉 課長

そのとおりです。

石本 委員

一般会計に繰り戻す意見も運営協議会の中で出てきたということで、それを主張する方は、一般会計から繰り入れているから残ったものは、返し

たほうがよいのではという考えなのだろうと思う。逆に一般会計から国保会計に繰り入れるというのは、赤字が出たからただ単に繰り入れるという発想だけなのか、それとも一般会計というと全市民が対象であり、国保会計の方というのはどちらかというと所得の低い方が多いという数字が出てきているわけで、所得再分配的な意味合いも込めて、赤字補填をかけなければいけないという考え方に立って、繰入れをかけているのか、その辺の所沢市の考え方を伺いたい。

粕谷 次長

国保会計の予算の組み方の話になってしまうと思います。国保会計は医療費をどれぐらい見込むだろうという形で、まず歳出を見るわけです。それは社会保障であり、それに対して歳入を組むのですが、基本的には国、県等の財源を使い、それに不足するものについては税を使うのが大原則になっています。ただ、税で不足するものについては、一般会計の方から財源としてもらわなくてはいけないだろうというものが、運営費、赤字補填分という形になっています。

石本 委員

国保会計から一般会計に繰り戻すという作業になると、所沢市は例えば国民健康保険は、国民健康保険料ではなく国民健康保険税で取っているわけで、税ということは所得の再分配機能が最大の目的となり、これを逆に戻すということは、所得の逆再分配の考え方に立つことにならないか。

粕谷 次長

国保会計予算の組み方では、一般会計からの運営費繰入金は赤字補填分として、要するに、税の不足分をいただいているわけです。赤字補填分が

余ったものについては返すという考え方でやっているわけです。

城下 委員

余剰金が出ても一般会計には戻さないというこれまでの市長答弁を、国保運営協議会の中では、事務局から説明しなかったということだが、説明しなかった判断はどこから出たものか。

高杉 課長

10月29日に運営協議会を開催しましたが、本委員会で請願を3回審議いただいた結果を通しまして、今度は繰越金の17億円についての対応ということで、委員の意見を伺うことが開催の目的でしたので、そこであえて話はしませんでした。

城下 委員

市長の答弁を説明しないという判断は、市長からの指示ではないという理解でよいか。

高杉 課長

あくまでも繰越金の適用について、運営協議会の委員の公平、公正な立場から意見をいただくために開催したものです。

城下 委員

余剰金も繰越金も基金も同じお金であり、余ったことによって基金に積む、一般会計に戻す等の議論が出るわけで、なぜそういう市長答弁が出ていることを委員に対して説明しないのか、説明責任が不十分ではないか。

大館 部長

説明しなかったのは事務局側の判断です。運営協議会には税の改正をしていただいた前提がありますので、この委員会で話し合った請願の結果は説明させていただきましたが、その他については説明しておりません。

村田 委員

何か理由があつてのことか、言い忘れたようなことなのか。

大館 部長

言い忘れたものではありません。やはり言うべきかどうか、どこまで委員

に伝えるべきなのかということで、市長が言ったとおり、先入観等が入るのが相応しいかどうかという判断も一つはありましたが、その辺の判断は市長が指示したのではなく、事務局で判断しました。

脇 委員

運営協議会を傍聴して、基金や一般会計への議論は委員も手探りだった印象がある。今回それを受けて10億円を積んでいて、委員はなるべく多く積むのが良いと言っていたと思うが、比率で言うと繰越金の60パーセントまで行っていないということでよいか。

高杉 課長

そのとおりです。委員の意見の内容は、全額基金にという方が4名、一部基金、一部一般会計で最低でも2分の1以上という方が7名、欠席された8名には今回の結果を文書で報告し、ご意見があれば伺いました。内容については賛成という意見をいただいています。

石本 委員

参考として、飯能市の積み立ての状況を伺いたい。

粕谷 次長

2億5,000万円ほど繰越金があり、そのうちの約1億5,000万円を基金に積みまして、1億円ほどを一般会計に戻すと聞いています。

村田 委員

市から国保に入れるべき義務的経費があると思うが、年間いくらか。

高杉 課長

平成20年度が約8億9,500万円で、平成16年度までの過去5年間の合計が約43億円になります。

村田 委員

義務的経費は国保会計の赤字、黒字にかかわらず入れるもので、当然今年度の予算にも反映されているという理解でよいか。

高杉 課長

そのとおりです。

石本 委員

後期高齢者への支援金はいくらだったか。

高杉 課長

約38億円です。

西沢 委員

狭山市、入間市の決算の数字があれば伺いたい。

高杉 課長

狭山市の繰越額が約5億7,400万円、入間市は赤字で2億6,800万円になっています。

石本 委員

平成20年度、入間市は引き上げたという理解でよいか。

高杉 課長

入間市は引き上げていません。狭山市は若干の引き上げを行っています。

脇 委員

市長答弁で、非常に繰入れが多くなり、補正で10億円も入れたので、これは大変だと思ったという発言があったが、当時繰入金を減らすための値上げではないと発言していたと思うが、間違いないか。

高杉 課長

市長の答弁は平成20年3月、19年度の国保会計の補正予算で、運営費の繰入金を10億円追加するというので、32億円になったときの話だったと思います。

石本 委員

10億円を繰り入れたときの財源は何か。

粕谷 次長

一般会計の財政調整基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況でした。

(質疑終結)

(意見)

脇 委員

反対の立場で意見を申し上げる。今までの中で、今回の10億円の積み立ては、繰越金の約60パーセントだということが分かったが、今までの市長の答弁を踏まえて、また国保会計の状況から言っても、全額基金に積

み立てるべきだという考え方に基づいて反対する。

城下 委員

議案第77号に意見を申し上げる。今回の補正予算では、昨年国民健康保険税の4割もの大幅値上げによって発生した余剰金17億円の内の、10億円を国民健康保険給付費支払基金積立に積み立てるというもので、質疑の中で、基金は保険給付に使うという答弁があり、また基金がない場合は一般会計から繰り入れる、つまり基金の積み立ては一般会計に戻すことと同じことが明らかになった。また、残りの約5億円は給付等の補正に使うということである。そもそも、昨年の国保税値上げの提案理由は、後期高齢者医療制度への支援金の確保であり、一般会計からの繰入れを減らすことが目的ではなかったはずで、この間、議会で市長は、「一般会計に戻す考えは今のところない」と、一貫して答弁してきた。しかし、昨日、「一般会計からの繰出しは問題がある」と答弁しており、値上げの前提も崩れることになる。100年に1度の経済状況の悪化の中で、市民生活が困難な今、余剰金は市民に返すのが本来のあり方ではないか。以上の点から、議案第77号には反対する。

石本 委員

議案第77号に、民主ネットリベラルの会を代表して意見を申し上げる。平成20年度に国民健康保険税が10年振りに引き上げられ、そのことで結果的に約17億円の余剰金が発生したことは、後期高齢者医療制度の導入による支援金の部分に充てると当初言われていたことは事実だが、そもそも一般会計からの繰入額が他市と比較して多く、国保会計そのものが後

期高齢者医療制度への支援金に耐えられないという点が背景にあったのは言うまでもない。また、医療制度が昨年から大幅に変更され、保険制度そのものが安定していなく、医療給付費を含め、見通しがつかないことはやむを得ないと考える。今回10億円を基金に積み立てることは、過去にも平成13年度に行われていたこともあり、また国では政権交代が起き、医療制度はさらに変更されることも予想される。これから数年、国保会計の運営状況が、国に大きく左右されることも予想される中で、また国保加入者がますます高齢化するという現状も踏まえ、今回の10億円の基金は、国保会計を少しでも安定的に運用していくために、必要だと評価する。ただ、17億円の余剰金の内、今回約12億円を補正予算の繰入金等で計上し、残りの5億円で仮に余剰が発生した場合、一般会計に繰り戻すことも検討しているようだが、できれば繰り戻しは止めてもらいたいという考えである。所沢市の場合、国民健康保険料ではなく、国民健康保険税として徴収している。税の最大の目的は所得の再分配機能であることは言うまでもない。厚生労働省保険局の平成19年度国民健康保険実態調査によれば、組合健保の1世帯あたりの年間所得が約370万円に対して、市町村国保は約131万円という約3分の1という状況である。もともと一般会計からの繰入れは、単に赤字補填だけでなく、所得の再分配機能としても繰り入れていることがあったのではないか。そのため、加入者の平均所得が低い国保会計から、それよりも平均所得が高い一般会計に繰り戻すことは、

所得の逆再分配とも言える。以上を申し述べて賛成する。

(意見終結)

(採 決)

議案第77号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午後2時31分)

再 開 (午後2時46分)

○議案第89号 所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

(補足説明) な し

(質 疑)

村田 委員 東京都内の東村山市、小平市、武蔵村山市の値段と埼玉県下の値段を比べ、都内が高いという値段の差があるが、どういう理由によるものか。

高橋 資源循環
推進課長 東京都下の三多摩地域については、日の出町の最終処分場に最終処分をお願いしています。そういった中で日の出町の埋め立てが一杯になってきたので、少しでも延ばしたいということで、事業系ごみを高くしているというようなことを聞いております。

村田 委員 事業系ごみは値段の高低にかかわらず、出る量は変わらないと思う。そうすると日の出町に持っていかず、どこかに持って行っていることになる。値段の安い埼玉県内に流れてきていることにならないか見解を伺いたい。

高橋 課長 処理手数料が高いと、排出業者の方でもよりリサイクルやごみを出さない方向に動くかと思えます。そういう意味で高くなっている部分があるかと思えます。次に、都下からの越境のごみについては、所沢市では1箇月に1回搬入検査を実施しております。燃えるごみ以外のものが入っていないか、他市のごみが入っていないかについて検査しており、そういった中では、明らかに他市のごみというようなものは発見されておられません。

高田 委員 越境のごみと言うが、どうやって区別できるのか。

高橋 課長 伝票等で会社名、店舗名に他市のものが多いければ、越境について1回は疑ってみて検査をすることになります。

高田 委員 事業系ごみで建築資材以外の木材、燃やすごみはあるのか。

高橋 課長 平成20年度の事業系ごみが約3万3千トンで、そのうちの産業廃棄物の割合は1パーセント強、387トンで、そのうちのほとんどが木材の端切れのようなもので、大工さんや工務店からのものが多いという状況です。

高田 委員 平成18年度当時の答弁では、市の焼却費用は10キログラム400円だが、事業系ごみの持ち込みが150円で東京都下に比べて安く、これが所沢市の財政を圧迫しているので、すぐ審議会を開いて是正するということがあった。また、所沢市では8億円出して焼却炉を撤去し焼却を止めさせたために、それによって焼却炉が使えなくなるための救済措置だと言っていた。そのために値段を安くして、既に10年以上経過しているが、10年以上も救済しなければならないのか。

並木 環境クリーン部長 本来なら250円いただきたいものを200円にしたからといって救済という意味ではないのですが、100年に一度と言われるような経済状況の中、10キログラム100円の値上げはどうだろうという点を審議会の中でいろいろ審議していただいて、全員一致の中で200円ならば今の状況では妥当だろうということで出た金額だと理解しています。

高田 委員 市は焼却を止めさせて、焼却する場所がないから、所沢市として安く焼

却できるように150円に設定した。平成18年当時、他市は既に高い値段を設定してやっていた。なぜそのときに審議会を開いて、今回のような結論を出さなかったのか。

並木 部長

審議会を開くと言って開かなかった当時の事情は把握しておりません。

高田 委員

前任の担当の内容は引き継がれるものではないのか。

並木 部長

平成18年度の担当が審議会を開くと言ったかどうかを確認していないという意味です。

脇 委員

今回の値上げについて、市長は適正価格と資源循環の2つの目的で審議していただきたいという形で諮問しているが、そのことと関連して、武蔵村山市、小平市、東村山市の値段は処理原価の何パーセントに相当しているのか。また、事務局案の250円と議案として出た200円は所沢市の処理原価の何パーセントに相当しているのか。

神木 環境クリ
ーン部次長

今回の諮問にあたって、各市町村に問い合わせをしてみましたが、処理原価については積算しているところと積算していないところがあり、積算しているところについても教えていただけなかったというのが現状です。飯能市に教えていただけただけなのですが、飯能市については処理原価が314円、手数料は100円ということで、約30パーセントになります。

高橋 課長

当市の平成20年度の10キログラム当たりの処理原価が約345円で、250円ですと約72パーセントになり、200円ですと約58パーセントになります。

脇 委員 審議会を傍聴する中で、東村山市は処理原価の100パーセントだと聞いた。適正な価格やパーセントというのは、各自治体の判断で決まるものだという理解でよいか。

並木 部長 そのとおりです。

石本 委員 次回の改定・見直しについては、平成24年度での検討を視野に入れていくという理解でよいか。

並木 部長 答申で平成24年度に見直しが必要であるというご意見をいただいておりますので、それに沿った方向で検討させていただきます。

石本 委員 今回の減量の審議会や委員の人選その他も含めて、改定にあたってはどれぐらいの時間がかかったのか。

神木 次長 今年度に入って、7月末から審議会としては3回開催しました。委員の選定等は第1回の会議の1、2箇月前から始めました。

石本 委員 仮に平成24年4月1日に料金を変えることになると、約半年ぐらい前から準備が必要だから、平成22年10月頃からの1年間の実績を見て、次の料金変更をしていくという方針、考え方という理解でよいか。

高橋 課長 平成22年10月から改定しまして、平成23年度の1年間のごみ量については、平成24年の4月か5月には出ると思います。ただ、原価を計算するには決算が出る必要があります。決算が出るのが早くても平成24年6月もしくは7月になると思います。それが出てから原価の計算に入りますので、それ以降になると思います。

石本 委員

そうすると平成24年度の改正は、時間的にはタイトで厳しいという認識なのか。

神木 次長

平成24年度中に見直しを行いまして、できれば平成25年度に改定したいというスケジュールです。

石本 委員

部長答弁では経済状況をかなり配慮したと言っている。そうすると今回答申で出たと言っても、100年に一度の大不況と言われていて、現実問題としては、平成25年度の実施も厳しいのではないかと。

並木 部長

3つの理由を答弁で申し上げています。まず、処理原価に占める手数料のバランス、割合を申し上げました。処理原価に対してどれぐらいの手数料が適正価格になるのかという部分と、近隣自治体の手数料の価格のバランスです。それと今の厳しい経済情勢の3点を考慮して、200円に落ち着いたということです。

城下 委員

今回の料金改定の第一の目的は、ごみの減量化であるとの答弁があった。議事録の審議内容を見ていくと、食品リサイクルにまわる部分で240円になり、それよりも少し上げれば、リサイクルの方にまわっていくという趣旨の説明がされていたと思う。しかし、今回は200円で答申が出て、200円になった場合、食品リサイクルにまわるごみの量等はある程度想定はされているのか。

高橋 課長

240円が今の食品のリサイクル、資源化にかかる金額で、それより高くすれば、クリーンセンターに持っていくよりは安いということで、焼却

には回さなくなるだろうということです。量的に把握しているというよりは、価格の比較で想定したもので、何トン減るといような形では推計しておりません。

脇 委員

ごみ減量に関する担当のプロジェクトの資料を見て、平成20年5月から、分量について周到な検討をされた上での提案だったと認識している。だから250円という金額は、あらゆる方面から検討されて、事務局としてはこれがいいだろうという形で、十分な検討の上で出てきた値段だと判断している。今回の手数料の値上げは、税収を増やす目的ではなくて、あくまでも適正な価格で事業者は自ら処理しなければいけないという廃掃法の責任に基づいて、手数料を改定したいということだと理解している。経済的な状況を大変配慮されているが、武蔵村山市は平成17年からずっと250円であり、東村山市も350円である。東村山市と武蔵村山市の経済状況と、所沢市の経済状況が物凄く違うということは考えづらいので、むしろ値段を高めを設定することによって、所沢市に廃棄物が入ってこないで分散してもらいたいという考え方が強かったのではないかと。また、今回200円になった場合に、そういう効果はかなり削がれると思うが、その辺はどのように考えているのか。

高橋 課長

一般廃棄物については、市で処理する責任を負っておりますので、区域としては変わらないと思います。食品のリサイクルについては一般廃棄物であっても、特別に区域を越えることはできますが、一般的に事業系一般

廃棄物そのものに対して持っている責任の区域としては同じです。200円になったことで経済的なインセンティブについては、250円に比べれば少し弱いかなとは思いますが、業者への指導で減量していくようにしていきたいと思います。

脇 委員

東村山市や武蔵村山市が350円、250円で、この経済状況でもやっているのに対して、所沢市が今回100年に一度の経済状況に配慮したという部分は、妥当性がないように思えるがどうか。

並木 部長

東村山市、小平市等それぞれ350円、250円の手数料を取られておりますが、所沢市が審議会の中で配慮した点としましては、10年来10キログラム150円という価格で排出業者、許可業者の方はやってきており、そういう中、経済の一番底のような状態のところまで100円値上げまではどうか、というところを配慮させていただいたということです。東村山市の状況は、現実に350円という対応をしているのだと思いますが、値上げをどれだけ上げるのかという部分で、現在の経済を配慮させていただいたということです。

脇 委員

所沢市の事業系の生ごみを受ける業者の引き受けの値段が、持ってくれば110円の所もあり、220円の所もあり、三芳町では剪定枝は130円で受けている所があるとの情報もある。従って事業者の方は、250円になっても、それなりに対応できる手段があるのではないかと。

高橋 課長

生ごみや剪定枝をリサイクルできるという業者について、詳しい情報が

分かりませんので、確認させていただいて、適正にごみを資源化できるようであれば、業者への指導の中で、そういう所へ持っていくような形を採りたいと思います。

城下 委員

価格の見直しにあたっては、当初市が出した250円に、平成24年度の見直しの段階で、そのレベルまで持っていく内容を含んでいるのか、それとも、そのときの経済情勢で、上がる見直しなのか、下がる見直しなのか分からない。市としてはどういう内容の見直しを考えているのか。

並木 部長

事務局としては、審議会の第1回目に、委員から10キログラム何円と決めるのは難しい、できれば事務局の方からいくらが妥当なのか案を示してほしいということで、10キログラム250円ということで提案させていただきました。その250円を提案させていただく中、こういう経済情勢を事務局でも把握しておりましたので、最後の3回目では平成22年度から200円、23年度から250円という段階的な案も一部持っていましたので、できれば段階的な条例改正で決めていただきたいという当局の案もありました。それが、そこはやはり先の250円までは、今回はそういう決め方はできないということで、200円に落ち着いたのですが、ただし、そういう当局の案等も加味しまして、最短の1年半なりをかけて、実績が出た平成24年度に見直しをしてということで、答申をいただいておりますので、イメージ的に、余程経済状況が変わらなければ、そういう方向に行くのかなと思っています。

城下 委員 そういう方向というのは、250円の方角ということでよいか。

並木 部長 当局の案からすればそういう方向に行ければということですが、それもやはり、環境が2年後にどうなるか分かりませんので、言い切るのは難しいと思います。

石本 委員 激変緩和措置のように、200円、250円というように上げていくことができない理由は何か。

並木 部長 当局は段階的にという案を持ちましたが、委員の方が全会一致で決められたのは平成22年10月からの200円ということで、審議の中で先をいくらまでは難しいということでした。

城下 委員 大手の業者に対して、市内の大工さん等、中小零細業者の割合はどれぐらいになるのか。

高橋 課長 市内の総事業所数が統計上で約9,400件あり、その中で収集運搬の許可業者に委託している契約業者数が今、約2千件になっております。どこまでが大手の業者かの判断は難しいのですが、仮に毎月5トン以上排出する事業所ですと、約30件になります。

高田 委員 税抜き、税込みを含めて、実質の値上がりはいくらになるのか。

高橋 課長 42.5円の値上げになります。

高田 委員 それで年間いくら増えるのか。

神木 次長 平成20年度とごみ量が変わらないということで計算しますと、1年間の増加分は約1億4,000万円になります。

高田 委員

税込困難と言うのならば、財政負担をこれだけするのだったら、やはり250円になぜ押し切れなかったのか。

並木 部長

市としましては、15名の審議員にお願いをして、手数料の改定のご審議をいただき、そういう中で、10キログラム200円という価格が全会一致で決められた金額ということで、ご理解をいただきたいと思います。

脇 委員

審議会の中では率直に様々な意見が出ていて、150円がいい、250円がいいなど様々だった。今回、最終的には平成24年度見直しということで、全会一致で答申が出たわけけれども、事業者の方々は本当に大変だ、大変だと言っていた。その中で、ごみを減量する可能性もたくさんあり、様々な選択肢があるのに、業者はこのことをきっかけに減量ができるという認識に至っていなかったと思う。所沢市に150円でずっと出してきたから、その形が前提にあって、なかなかこの会議は大変そうだったのだが、日頃、事業者に対して、所沢市にごみを持ってこないような対策は、あまりしていなかったという理解でよいか。

神木 次長

従来の収集運搬の許可業者に対しては、排出事業者宛てにごみ減量の印刷物を配付し、建物を建てる時には事前に事業予定者に、ごみの減量や資源化をしてほしいという話をしています。今後、大量排出事業者等に対しまして、事業系ごみの減量に向けた要綱も作る予定ですので、そういう中で資源化や減量化の啓発活動を進めていきたいと考えています。

城下 委員

所沢市の事業系ごみ処理費にかかる総額がいくらで、200円になった

場合について、手数料と残りの市の負担がいくらか教えてほしい。

神木 次長

処理原価の総額が11億4,986万2千円で、平成20年度の事業系ごみ量として、200円になった場合、歳入の処分手数料が6億6,672万4,600円です。

高橋 課長

市の負担分は、市の持ち出し分ということで、処分手数料を差し引きしまして、約4億8,300万円になります。

脇 委員

平成24年度に見直しをするとき、例えばごみが今の何パーセント減っていたらどうする、というような基準の設定はしていないのか。

高橋 課長

ごみの減量は一つの目標ではありますが、何パーセント減ったらいくらにするといったところまでは想定しておりません。

(質疑終結)

(意見)

高田 委員

反対の意見を申し上げる。料金改正で、市の持ち出しが4億5,000万円以上あり、これは事業系ごみに対する市民の負担が大きすぎる。やはり他市と比べて、250円、300円というような値上げ設定をしてもらいたい。そして財政困難を助けてもらいたいと思う。

脇 委員

高田委員の意見に同感するが、以下の意見を加えたい。平成18年度の国のデータで、所沢市の事業系ごみは全体の3割を占めていて、川越市が27パーセント、狭山市が21パーセント、東村山市は18パーセントである。所沢市はかなり事業系ごみに対するチェックができていない。これ

も考えると、やはり値段を250円にする意味は大きいはずである。審議会を傍聴しての印象で、事業者の方に「事業者から手数料を取るのだったら、家庭ごみをなぜ有料にしないのか」という論法が非常に多かった。戸田市の場合、事業系ごみに対しては受け入れをしていない。基本的に法の下で、所沢市の税金では家庭ごみの処理は対象としているけれども、事業系については、まず自分で処理することが大原則であるということを、業者と市、市民とも、共通理解をして、互いに減量に努力をして成果が上がるような取り組みを今後は是非やっていかないといけないと痛感した。なぜかという、第3回の審議会を傍聴していたとき、非常に強い調子で、職員の人件費まで含めて事業系ごみのコストを作っているのではないかという意見を出した方が居た。そういう意見に対して、事務局はきちんと反論されていたが、委員の方々は随分影響されたという印象が残っている。今回、平成20年から事務局がきちんとデータも揃えて、250円という値段を出されたことを評価しており、今後なるべく早く事務局の考えた値段設定に向け、手数料の環境ができ上がるように、市長は是非頑張ってもらいたいと思う。本当に今回の200円は残念で、250円にすべきだったということで、この条例改正には反対する。

村田 委員

本議案に賛成の立場から意見を申し上げる。基本的には審議会の経過を聴くと、市としては250円ということで提出されたが、最終的には審議会でも200円ということで結果が出た。今回議案としては、その審議会を

尊重して200円ということで提案されたようである。少なくとも市の意向よりも安くなっているということは、いわゆるごみ処理の原価を大きく下回るということであり、そのことは東京都下の各市の価格と比べてみても非常に格差があり、推測ではあるが、都下の事業系ごみが所沢市の中に紛れ込むというおそれもある。したがって、他市や他県のごみが所沢市に持ち込まれることのないように、今後十分監視をされると同時に、早急に事業系ごみの処理については、もう一度価格の設定を検討するということを求めて、賛成とする。

大石 委員

議案に賛成する。現在の経済情勢、地域経済、雇用状態を考えると値上げをしていくということに対して大変不安を感じる。また、巡り巡って税収や価格の上昇というのは、消費者への価格転嫁ということも考えられるが、今回は税込み200円に上げるということで、審議会の中で全会一致を見たということであり、この点から金額的には妥当であると考えている。次回の見直しについても、他市の状況並びに経済情勢を考えていただきたい。

城下 委員

議案第89号に反対ではないが、意見を申し上げる。事業系ごみの処理費用には多額の税金が投入されていることは、この間、明らかになってきている。地球温暖化防止の観点からも、事業系ごみの早急な減量資源化を進めることと、併せて市の受け入れ体制、チェック体制を早急に確立すること、以上を申し上げて会派の意見とする。

(意見終結)

(採 決)

議案第89号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第75号 平成21年度所沢市一般会計補正予算（第6号）当委員

会所管部分

（補足説明） な し

（質 疑） な し

（意 見） な し

（採 決）

議案第75号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○「閉会中の継続審査申出の件（特定事件）」について

別紙のとおり申出を行うこととなった。

散 会 （午後3時45分）